

静岡県立大学短期大学部社会人聴講生規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 117 号

第 1 条 この規程は、生涯学習の一環として広く社会人に学習機会を提供するため、静岡県立大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第 44 条の 2 の規定に基づき、必要な事項を定める。

第 2 条 社会人聴講生として聴講を志願する者（以下「聴講志願者」という。）があるときは、教授会の議を経て、学長が聴講を許可する。

第 3 条 社会人聴講生として志願できる者は、学則第 16 条にかかげる各号の一に該当する者で、社会人としての経験を有する者とする。

2 前項のほか当該科目を履修する能力があると教授会が認めた場合は、聴講を許可することができる。

第 4 条 聴講は、学期または学年初めに授業科目ごとに承認する。

第 5 条 聴講志願者は、次の各号に定められた書類を提出し、学長に願い出なければならない。

- (1) 聴講申請書（本学所定用紙）
- (2) 第 3 条に該当することを証する書類
- (3) 外国人にあつては、在留資格を有することを証する書類
- (4) その他必要とされる書類

第 6 条 聴講を承認された者は、所定の期日までに聴講料を納付しなければならない。

2 実験、実習に要する特別の費用は、聴講生の負担とする。

第 7 条 社会人聴講生として不相当と認められたときは、学長は、教授会の議を経て、承認を取り消すことがある。

第 8 条 学則中、学生に関する規程は、社会人聴講生に準用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。